

農家の皆様へ

平成23年4月12日
福島県農林水産部

農用地の放射性物質の状況を把握するための詳細な調査等を行いました。

その結果は別紙のとおりですが、詳細な調査を実施した7市町村の中で、福島第一原子力発電所の事故に伴う「避難区域」、「計画的避難区域」、「緊急時避難準備区域」以外の地域で、5000ベクレルを超え、稲の作付制限に向けて、国との調整を必要とする地域はありませんでした。

したがって、「避難区域」、「計画的避難区域」、「緊急時避難準備区域」に指定される市町村・地域以外の県内各市町村、地域におきましては、稲の作付を行っていただいて差し支えありません。

なお、「計画的避難区域」、「緊急時避難準備区域」につきましては、国から考え方が示されたばかりであり、その取り扱いについては、今後、関係市町村とよく相談して国と調整してまいります。

県では、今後とも、国の試験研究機関とも連携し今後の営農に関する技術対策に万全を期すとともに、検査体制の強化を図るなど、本県農産物の安全性を確保するため万全の対策を講じてまいります。

併せて、補償対策についても引き続き強く要望してまいります。